

# 役員報酬規程

社会福祉法人  
恵徳会

# 役員報酬規程

## 社会福祉法人 恵 徳 会

### (目 的)

第 1 条 社会福祉法人恵徳会の役員報酬については、この規程の定めるところによる。

### (報 酬)

第 2 条 役員報酬については、勤務の状況を勘案し理事長並びに顧問に支給する。

2 報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 評議員及び理事、監事 日当 8,000円
- (2) 役員等の勤務に変更があった場合は、理事会にて決定する。
- (3) 以上のほか、手当は一切支給しない。

### (旅 費)

第 3 条 役員が会議に出席し又は公務のために旅行する場合は、旅費を支給する。

2 前項の旅費支給については、法人役職員の旅費支給規程による。

### 附 則

1. この規程は、平成7年1月1日より施行する。
2. 平成8年8月1日改正。
3. 平成16年6月1日改正。
4. 平成19年3月28日一部改正し、平成19年1月1日に遡り適用する。
5. 平成29年9月26日一部改正し、平成29年4月1日に遡り適用する。